

○国立研究開発法人水産研究・教育機構における成果活用事業者の認定及び援助に関する規程

令和4年11月22日付け4水機本第 741号
改正 令和6年 3月28日付け5水機本第1207号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）における成果活用事業者の認定及び援助に関し必要な事項を定め、機構の研究開発成果の普及及び研究活動の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「研究開発成果物」とは、国立研究開発法人水産研究・教育機構研究開発成果物及び知的財産権取扱規程（22水研本第2093007号。以下「研究開発成果物及び知財取扱規程」という。）第2条第3項に定めるものをいう。
- (2) 「保有知的財産」とは、研究開発成果物及び知財取扱規程第2条第1項に定める知的財産権及び第2項に定める知的財産をいう。
- (3) 「成果活用事業者」とは、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第34条の6第1項第1号に規定する成果活用事業者をいう。
- (4) 「認定成果活用事業者」とは、機構の研究開発成果物を活用した事業を通じて機構の研究開発成果の普及及び研究活動の活性化に貢献するものとして、理事長が認定する成果活用事業者をいう。
- (5) 「兼業等」とは、国立研究開発法人水産研究・教育機構職員の兼業取扱規程（17水研本第2033号）第2条に規定する兼業等をいう。
- (6) 「在籍型出向」とは、国立研究開発法人水産研究・教育機構クロスアポイントメントに関する規程（28水機本第90330005号）第2条に規定するクロスアポイントメントの形態により行われるものをいう。

(成果活用事業者審査委員会)

第3条 機構に成果活用事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、成果活用事業者の認定の申請に対する審査を行うとともに、認定についての重要事項を審議する。
- 3 審査委員会の組織及び運営については、別に定める。

(成果活用事業者の認定)

第4条 理事長は、機構の研究開発成果の普及及び研究活動の活性化に資するよう、この条及び次条に定めるところにより、成果活用事業者の認定を行う。

2 成果活用事業者の認定を受けることのできる者は、次のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 機構の研究開発成果物を活用する事業を主たる事業として行うものであること。
- (2) 原則として設立した日から5年を経過していないこと。
- (3) 第1号の事業その他の事業が法令の規定に違反し、又は公益に反しないこと。
- (4) 当該事業者を援助することが国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成11年法律第199号）に定める機構の目的、業務等の趣旨に合致すること。
- (5) 第1号の事業の実施により、機構の研究開発成果の普及及び機構の研究活動の発展に資することとなること。
- (6) 機構の職員が役員等に就任している、株式等を保有しているなど、機構の職員が当該事業者の運営に主体的に関与していること。
- (7) 機構の職員が兼業等又は在籍型出向をしているなど、機構の職員が持つノウハウ等を十分に活用できる組織・体制を有していること。

（認定の手続等）

第5条 機構の研究開発成果物を活用した事業を行う事業者の代表者（代表者への就任予定者を含む。）は、当該事業の実施に当たり必要な援助措置を受けることを目的として成果活用事業者の認定を受けようとするときは、理事長に対し、「成果活用事業者認定申請書」（様式1）により認定の申請をしなければならない。

2 理事長は、前項の申請を受けたときは、審査委員会に審査を依頼し、その審査結果を踏まえて認定の可否を決するものとする。

3 理事長は、第1項の申請について認定すべきものと決したときは、当該申請を行った事業者の代表者に対し「成果活用事業者認定書」（様式2）を交付して認定を行うものとする。

4 理事長は、前項の認定に係る事実を公表することができる。

（認定期間）

第6条 成果活用事業者の認定期間は、認定の日から5年を超えない期間とする。ただし、当該事業者から申し出があったときは、審査委員会の審議を経て、5年を超えない範囲かつ認定の日から10年を超えない範囲で、その期間を延長することができる。

2 理事長は、前項ただし書きにより認定期間の延長を決したときは、当該事業者の代表者に対し「成果活用事業者認定書」（様式2）に延長する認定期間を記載のうえ、改めて交付するものとする。

(認定の終了)

第7条 理事長は、認定成果活用事業者が、認定期間中において次のいずれかに該当することとなったときは、その認定を終了させることができる。

(1) 認定の終了を申請したとき。

(2) 株式の店頭公開若しくは上場など機構による援助措置が不要となったとき又はこれを受けることが困難となったとき。

2 理事長は、認定成果活用事業者が前項各号のいずれかに該当することとなったときは、審査委員会に審査を依頼し、その審査結果を踏まえて認定終了の可否を決するものとする。

3 理事長は、前項により成果活用事業者の認定終了を決したときは、当該事業者に対し、書面をもって、認定終了及び援助措置の終了を通知するものとする。

4 理事長は、前項の認定終了に係る事実を公表することができる。

(認定の取消し)

第8条 理事長は、認定成果活用事業者が認定期間中において次のいずれかに該当することとなったときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 第4条第2項各号(第2号を除く。)の基準に適合しないことになったとき。

(2) 社会的背信行為又は機構の名誉を著しく損なう行為があったとき。

(3) 第10条に定める覚書に対する重大な違反が認められたとき。

(4) その活動が機構の業務の円滑な実施に支障を及ぼすこととなったとき。

(5) その活動を実質的に停止したとき又は事実上倒産したとき。

(6) その他認定成果活用事業者としてふさわしくない事実があると認められるとき。

2 理事長は、認定成果活用事業者が前項各号のいずれかに該当することとなったときは、審査委員会に審査を依頼し、その審査結果を踏まえて認定取消しの可否を決するものとする。

3 理事長は、前項により成果活用事業者の認定を取り消すべきものと決したときは、当該事業者に対し、書面をもって、認定取消し及び援助措置の中止を通知するとともに、第5条第3項又は第6条第2項により交付した「成果活用事業者認定書」の返還を求めるものとする。

4 理事長は、前項の認定取消しに係る事実を公表することができる。

(認定成果活用事業者に対する援助措置)

第9条 機構は、成果活用事業者の認定が行われたときは、当該事業者と協議の上、機構の業務を妨げない範囲において、当該事業者に対する必要な援助措置を行うものとする。

2 前項の援助措置の種類及び内容は、別記のとおりとする。

(覚書の締結)

- 第10条 機構は、成果活用事業者の認定が行われたときは、当該事業者がその認定期間中において機構の研究開発成果物を活用して行う事業の内容及び遵守すべき事項、機構が行う援助措置の種類及び内容等を確認するため、当該事業者との覚書を締結するものとする。
- 2 機構は、第6条第1項ただし書きにより成果活用事業者の認定期間が延長されたときは、必要に応じて、前項に規定する覚書の内容を見直すものとする。
- 3 前二項に規定する覚書は、第7条第3項又は第8条第3項の規定による援助措置の終了又は中止の通知をもって失効するものとする。

(報告・調査)

- 第11条 機構は、認定成果活用事業者に対し、毎事業年度の事業報告書及び翌年度以降の事業計画書の提出をさせるものとする。
- 2 機構は、必要と認めるときは、認定成果活用事業者に対し、その事業の状況に関し報告を求め、又は調査をすることができる。

(利益相反マネジメント)

- 第12条 機構は、成果活用事業者の認定及び援助を行うに当たって生じ得る利益相反について、別に定めるところにより、適切に管理するものとする。

(事務)

- 第13条 この規程（第12条を除く。）に基づく成果活用事業者の認定及び援助に関する事務は、研究戦略部が行う。

附 則

この規程は、令和4年11月22日から施行する。

附 則 [令和6年3月28日付け5水機本第1207号]

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別記（第9条第2項関係）

認定成果活用事業者に対する援助措置の種類及び内容

機構は、認定成果活用事業者に対し、当該事業者と協議の上、機構の業務を妨げない範囲において、次の1から12までに掲げる援助措置の全部又は一部を行う。

1 保有知的財産の実施許諾等

認定成果活用事業者に対する機構の保有知的財産の実施許諾等について、国立研究開発法人水産研究・教育機構知的財産実施許諾及び譲渡等規程（24水研本第40402021号。以下「知的財産許諾及び譲渡規程」という。）の定めるところにより、以下の措置を行うこと。

- （1）他に特段の定めがある場合を除き、成果活用事業者の認定期間中に機構から当該事業者以外の第三者に保有知的財産の実施許諾又は使用許諾を行わないこと。
- （2）知的財産許諾及び譲渡規程第4条の規定にかかわらず、認定成果活用事業者に再実施権付き通常実施権を認めること。この場合においても同条を準用することとし、同条中、「機構は」とあるのは「認定成果活用事業者は」と読み替えるものとする。
- （3）機構が実施許諾した保有知的財産に関連する新たな発明等の出願をしたときは、認定成果活用事業者に優先的に開示すること。
- （4）認定成果活用事業者が株式会社の形態であって、実施許諾契約において合意した場合、実施料の支払いは、現金に代えて、当該事業者の株式又は新株予約権の譲渡によって行うことができること。この場合において、機構は、原則として、当該事業者の総株主若しくは総出資者の議決権の3分の1以上を保有することとしないこと。

2 出資

認定成果活用事業者の要請を受け、国立研究開発法人水産研究・教育機構出資業務実施規程（4水機本第741号）の定めるところにより、当該事業者への出資を行うこと。この際、知的財産許諾及び譲渡規程第18条第3項の規定は適用しないものとする。

3 共同研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構共同研究実施規程（13水研第17号）の定めるところにより、認定成果活用事業者との共同研究を行うこと。

4 施設等の利用の許可

- （1）認定成果活用事業者に対し、国立研究開発法人水産研究・教育機構不動産管理規程（13水研第68号。以下「不動産管理規程」という。）第16条の規定に基づき、研究、連絡事務等のためのスペースその他の施設等の利用を認めること。

- (2) 施設等の利用料は、不動産管理規程第16条第2項第8号に規定する「その他理事長が特に必要と認めるとき」に該当するものとみなし、これを無償とすること。
- (3) 施設等の利用に伴う光熱水料等については実費により徴収すること。なお、算定に当たっては、国立研究開発法人水産研究・教育機構実験施設等貸付要領第8条に基づく、貸付料等算定基準第1の3に準ずること。
- (4) 施設等の利用に伴う光熱水料等の支払いは、機構からの請求に従い、機構が指定した口座に納付すること。
- 5 研究設備等の利用の許可
 - (1) 認定成果活用事業者に対し、国立研究開発法人水産研究・教育機構物品管理規程（13水研第69号。以下「物品管理規程」という。）第17条の規定に基づき、機構の研究設備等の利用を認めること。
 - (2) 研究設備等の利用料及び研究設備等の利用に伴う光熱水料等については、物品管理規程第17条第2項第5号に規定する「その他理事長が特に必要と認めるとき」に該当するものとみなし、これを無償とすること。
- 6 援助に係る事務的経費の免除

認定成果活用事業者の援助を行うに当たり必要な機構の事務的経費（間接経費）を免除すること。
- 7 機構内の住所表記使用の許可

認定成果活用事業者が機構内に連絡事務所等を設置した場合、名刺等に機構内の住所を表記することができるものとすること。
- 8 研究員等の受入れ

国立研究開発法人水産研究・教育機構依頼研究員等受入規程（17水研本第1486号）の定めるところにより、認定成果活用事業者の研究員等を、機構に受け入れること。
- 9 在籍出向の受入れ

国立研究開発法人水産研究・教育機構における民間企業からの在籍出向受入れ規程（元水機本第19072303号）の定めるところにより、認定成果活用事業者に雇用されている者の出向を受け入れること。
- 10 専門家への相談機会の提供
 - (1) 認定成果活用事業者が、機構の業務に支障を及ぼさない範囲で、機構が顧問契約を締結している法務、知的財産等の専門家への相談を、機構を介して行えるようにすること。
 - (2) (1)の機構を介した専門家への相談料は無料とすること。
- 11 情報の提供

機構が得た情報のうち認定成果活用事業者の事業活動の促進に資するものを提供すること。
- 12 第三者との連携構築援助

認定成果活用事業者が機構以外の第三者と連携構築を行う場合において、連携構築に関する助言その他の援助を行うこと。

成果活用事業者認定申請書

国立研究開発法人水産研究・教育機構 理事長 殿

（成果活用事業者名）

（代表者職名・氏名）

下記の内容にて、成果活用事業者の認定を申請します。

記

1. 申請の趣旨
2. 事業者の概要
 - （1） 名称
 - （2） 設立（予定）年月日
 - （3） 本社所在地
 - （4） 事業内容
 - （5） 事業所
 - （6） 役員
 - （7） 従業員数及び雇用計画
 - （8） 資本金（株主構成、株主間の合意の存否も記載すること。）
 - （9） 財務内容（定款、貸借対照表、損益計算書等）
3. 事業計画
 - （1） 事業計画（開発、販売計画等）
 - （2） 収支予測
4. 許諾を希望する機構の保有知的財産
5. その他の希望する援助措置
6. 機構職員の兼業等又は在籍型出向等の機構の関与の度合
7. 関係書類
 - （1） 代表取締役（予定者）経歴書
 - （2） 定款（計画中の場合は定款案を提出すること。ただし、設立又は変更後に、認定された定款を改めて提出すること。）
 - （3） 登記簿写（計画中の場合は、設立又は変更後に提出すること。）

上記の他、必要に応じ、参考資料を添付すること。

成果活用事業者認定書

（成果活用事業者名）

（代表者職名・氏名） 殿

国立研究開発法人水産研究・教育機構 理事長

国立研究開発法人水産研究・教育機構における成果活用事業者の認定及び援助に関する規程（4 水機本第 7 4 1 号。以下「規程」という。）第 4 条及び第 5 条（認定期間延長の場合は「第 6 条」）の規定に基づき、下記のとおり成果活用事業者に認定します（認定期間延長の場合は「成果活用事業者の認定期間を延長します」）。

記

1. 認定する事業者
2. 活用する研究開発成果物
3. 認定成果活用事業者としての任務

認定成果活用事業者として、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）の援助を受けつつ、誠意をもって機構の研究開発成果の普及等に努めること。

4. 認定（延長）期間

○年○月○日から○年○月○日まで

5. 認定終了又は取消しの要件

規程第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項に定めるところによる。

6. その他

規程第 8 条の規定に基づき認定が取り消されたときは、本認定書を速やかに機構に返還するものとする。

その他、本認定書に記載のない事項については規程の定めるところによる。
なお、機構による援助措置の種類及び内容、認定成果活用事業者が遵守すべき事項等については、別途締結する覚書による。